

第79号議案

令和7年度南魚沼市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度南魚沼市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和7年度南魚沼市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 下水道事業費用	3,031,943千円	451千円	3,032,394千円
第3項 特別損失	743千円	451千円	1,194千円
（補正しない項の額）	3,031,200千円	0千円	3,031,200千円

（資本的収入の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「851,252千円」を「817,352千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	1,857,889千円	33,900千円	1,891,789千円
第1項 企業債	1,220,200千円	33,900千円	1,254,100千円
（補正しない項の額）	637,689千円	0千円	637,689千円

（企業債の補正）

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

（補正前）

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	427,600	普通貸借 又 は	4.0%以内 (ただし、利率見直し	借入れの年から据置期間を含み40年以内に償

資本費 平準化債	792,600	証券発行	方式で借り入れる政府 資金、地方公共団体金融 機構資金及び民間等資 金について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	還するものとする。そ の他借入先の融資条件 に従う。ただし、据置 期間及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換え することができる。
未利用利子	48,200			

(補正後)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	461,500	変更なし	変更なし	変更なし
資本費 平準化債	変更なし			
未利用利子	変更なし			

令和7年9月1日提出

南魚沼市長 林 茂 男